

農業委員会だより

第 60 号

令和2年3月
田原市農業委員会
☎23-3519/FAX22-3817
ID1001917

● 田（水稻）の部

(10a 当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原地域	4,800 円	14,000 円	8,000 円
赤羽根地域	5,000 円	15,400 円	10,100 円
渥美地域	5,000 円	10,700 円	6,500 円
田原市平均			8,400 円

平成31年1～12月に締結された賃借料水準は、次の通りです。市全体の平均と、各地域の実勢に合った金額をお知らせします。（米などの収穫物による支払い案件は含まず／全案件のうち、平均額を大きく上回る、または下回る案件は除く）
※この賃借料はあくまで参考額です。実際の賃借料を決める際は、当事者間の話し合いで決定してください

賃借料を決める目安に
農地の賃借料情報を提供します

● 畑（ハウス敷地）の部

(10a 当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原地域	20,000 円	81,800 円	41,900 円
赤羽根地域	21,200 円	111,600 円	40,400 円
渥美地域	19,900 円	74,500 円	39,800 円
田原市平均			39,600 円

● 畑（普通畑）の部

(10a 当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原地域	5,700 円	25,800 円	17,500 円
赤羽根地域	9,500 円	32,400 円	19,200 円
渥美地域	10,000 円	31,600 円	20,500 円
田原市平均			18,900 円

農地の貸し借りは農業委員会で
手続きを行うようにしましょう

農地法では、農地の貸し借りは農業委員会を通じた手続きを行った場合のみ、契約として有効になると定められており、書面で期間・賃借料・支払い条件などの契約内容を示す必要があります。

ただ、実際にはお互いの話し合いで農地の貸し借りを決めていることもありますが、それでは法令上有効な契約にならないため、台風などの災害で借りている農地にある温室が破損しても、国や県などの支援事業の対象にならない場合があります。また、契約の内容や土地の利用方法を巡って争いが生じたとしても、法令上有効ではないため、双方の権利が保護されにくくなります。

こうしたことを避けるためにも、農地の貸し借りを行う場合には農業委員会で手続きを行うようにしてください。

